秦野市総合計画基本構想を定めることについて

秦野市総合計画基本構想を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

長期的展望に基づき総合的かつ計画的に市政を推進する指針となる秦野市総合計画基本構想を定めるため、秦野市議会の議決すべき事件を定める条例本則第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

総合計画

基本構想

秦野市

目 次

第	1	基本構想の位置付け及び役割・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2	まちづくりの基本理念及び都市像・・・・・・・・・・・・・1	
	1	まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2	都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
第	3	都市像実現のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・2	,
	1	誰もが健康で共に支えあうまちづくり・・・・・・・・2	,
	2	生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり・・・・・・2	
	3	名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり・・・3	,
	4	住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり・・・・・3	,
	5	市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり・・・・・・・3	,
第	4	基本構想の目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
第	5	人口規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	:
第	6	行財政運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・4	:
第	7	土地利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・4	:
	1	都市的土地利用(市街化区域)・・・・・・・・・・・・・・4	:
	2	自然的土地利用(市街化調整区域)・・・・・・・・・・5	
第	8	公共施設再配置の方針・・・・・・・・・・・・・・5	

第1 基本構想の位置付け及び役割

本市は、昭和30年(1955年)に市制を施行して以来、県央の中核都市の一つとして、恵まれた自然環境のもとに「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」を目指して、まちづくりに努めてきました。

この間に、人口の増加と急激な都市化に伴う公共施設や都市基盤の整備を進め、自然との調和を図りながら、良好な住環境の創出と産業の誘致等により、市域の均衡ある発展を遂げています。

しかし、総人口は、平成22年を頂点に減少に転じ、本格的な少子・超高齢社会が到来した中、市民の生活様式や価値観の変化とともに、さらなる情報化の進展、大規模自然災害への対応、新たな感染症と共存する社会の構築、そして、地域社会の新たな担い手づくりなど、今後のまちづくりの課題が鮮明となっています。

この基本構想は、まちづくりの基本理念のもと、本市が目指す都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるとともに、持続可能なまちづくりを進めるに当たって、市民と行政が適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進する指針とするものです。

第2 まちづくりの基本理念及び都市像

1 まちづくりの基本理念

市民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、本市の限りない 発展に願いをこめて制定された、秦野市民憲章をまちづくりの普遍的な基 本理念とします。

○秦野市民憲章

(昭和44年10月1日告示第49号)

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

2 都市像

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢の山々、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かな都市です。

また、産業活動の促進に寄与する高規格幹線道路等と複数のインターチェンジにより、持続的成長が期待できる産業を基盤とした自立性、発展可能性の高い都市です。

この魅力ある環境を背景に、市民憲章の理念のもと、「人間尊重と環境共生」をまちづくりの基本に、誰もが生き生きと暮らし、まちの活力が維持されている、快適で生活しやすい都市を目指して、本市の都市像を次のように定めます。

【都市像】

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市 (まち)」

第3 都市像実現のための基本目標

都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現 に向けて、次の5つの基本目標を柱に、具体的な施策の展開を図ります。

1 誰もが健康で共に支えあうまちづくり

人生100年時代に当たり、子どもから高齢者までの全ての世代や、障害者、生活困窮者などの誰もが生涯にわたって健康で生きがいや希望を持って活躍し、共に支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

また、子育て世代や働き盛り世代が本市に住み続け、仕事をしながら結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次世代を担う子どもたちの成長を地域社会全体で支えあうまちを目指します。

2 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり

子どもたちが心身共に健康で豊かな個性と創造性を備えた「生きる力」 を育むとともに、社会環境の変化を見据えた新たな学びへつながるよう教 育基盤の整備、充実を図り、次世代を担う人づくりを推進します。 また、平和を愛する市民の精神を育て継承するとともに、生涯にわたり 文化芸術に触れ、学習活動やスポーツを通じて学び楽しみ、その成果を生 かしながら、誰もが豊かな心と健やかな体を育むまちを目指します。

3 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり

丹沢や渋沢丘陵の豊かなみどり、里地里山や農地、名水をたたえる湧水群など豊かな自然の恵みを享受するとともに、水やみどりに親しみ、ふれあうことができる「秦野らしさ」が息づく安全で快適な都市空間を維持し、市民と共に環境負荷の少ない暮らしに取り組み、環境と共生したまちを目指します。

また、市民、事業者、行政が一体となって、災害に強いふるさとづくりを進め、様々な危機や犯罪への備えの強化など、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指します。

4 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり

小田急線 4 駅と高規格幹線道路等の都市基盤や本市の歴史、文化、丹沢に代表される自然、桜、温泉などの魅力ある地域資源を生かした産業振興と観光振興に取り組み、まちのブランド化や新たな産業拠点の創出を図るとともに、より多くの人が訪れたくなる魅力づくりを進め、にぎわいと活力あるまちを目指します。

また、人にやさしい道路、交通、公園などの都市機能を維持・充実するとともに、安心して住み続けられる快適な住環境を創出することにより、 誰もが住みたくなる暮らしやすいまちを目指します。

5 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり

複雑かつ専門化・多様化する地域課題に対し、周辺自治体との広域連携も含め、市民、事業者、関係人口など、多様な主体が関わる市民力、地域力を生かしたまちを目指すとともに、市民の期待に応え信頼される市役所づくりを進め、将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。

また、誰もが多様性を認めあい、差別や偏見のない明るい社会を構築するとともに、市民がまちに誇りと愛着を感じ、まちづくりの情報や課題を行政と共有し、知恵と力を出しあう協働のまちを目指します。

第4 基本構想の目標年次

令和12年度(2030年度)を目標年次とします。

第5 人口規模

令和12年(2030年)における人口規模を次のとおり想定します。 人口規模(人口の想定) 157,000人

第6 行財政運営の方針

日々変化する社会経済情勢に迅速かつ適切に対応しつつ、「新たな日常」などを踏まえ、あらゆる業務での情報通信技術の積極的な活用や多様な主体との協働・連携、秦野を愛する職員づくりなどを通じて、人口が減少し、経済が縮小していく中であっても、真に必要な行政サービスの質を高め、地域の営みや市民生活が充実したものになっていく縮充社会の実現を目指します。

また、合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方を踏まえた財源の適正配分により、将来にわたり安定的な行財政運営を進めます。

第7 土地利用の基本方針

土地の有限性と公共の福祉への配慮を基本に、恵まれた自然環境や景観を生かし、良好な生活環境の確保、産業活動の利便性の向上及び都市の持続的な発展を図るため、次の方針に沿って、長期的視野に立った計画的かつ合理的な土地利用を目指します。

また、小田急線 4 駅と高規格幹線道路等の交通結節点を生かした土地利用を目指すとともに、都市の活力向上などに資する都市的土地利用への転換については、周辺環境への配慮及び産業規模などを総合的に検討し、適切に進めます。

1 都市的土地利用(市街化区域)

地域特性に応じた都市的土地利用の計画的な誘導及び推進を図り、快適でゆとりある都市環境を創造します。市街地内の農地、水辺、樹林地等は、都市景観の上でも重要な要素であり、貴重な自然環境としてその保全と活用に努めます。

(1) 住居系地域

道路、上下水道等の都市施設、生活関連施設の計画的な維持・保全・整備を推進し、快適でゆとりある住環境の確保に努めます。

(2) 商業系地域

市民生活の利便性の向上とうるおいのある買物空間の形成を基本に、 小田急線4駅周辺を中心とする地域のにぎわいとしての核の形成並びに 個性ある商業環境の創出に努めます。

(3) 工業系地域

周辺環境との調和に配慮しながら、広域交通ネットワークを生かした 生産活動の促進を図り、産業基盤の維持・向上・創出に努めます。

2 自然的土地利用(市街化調整区域)

地域循環共生圏の理念のもと、豊かな自然との共生を目指すとともに、 地域が持つ資源や活力が最大限に発揮される土地利用に努めます。また、 集落については、地域の特性を生かした適切な土地利用を図ります。

(1) 農地

地域の特性を生かした生産環境の整備を図り、その保全と有効活用に努めるとともに、農地の集約化を進め、農業生産力の向上に努めます。

(2) 森林・里山林

うるおいとやすらぎをもたらす公益的機能を保持しつつ、魅力ある環境の形成と経済的機能の維持・向上に努めます。

第8 公共施設再配置の方針

真に必要性の高い公共施設サービスを将来にわたって持続可能なものとするため、長期的な展望に立ち、公共施設の持つ機能をできる限り維持しながら総量を削減する公共施設の再配置を進めます。

施設整備に当たっては、複合化を基本とした検討を進めるとともに、効率的、効果的な利活用を図るため、市民や民間事業者の力を活用した施設の管理運営を進めます。

また、施設を更新時期まで良好な状態で使用するため、予防保全の観点に立った計画的な維持管理に努めます。



令和2年11月1



秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市総合計画審議

会長 小 林

秦野市新総合計画(仮称)基本構想案について(答申)

令和2年7月2日付けFNo. 0・2・4 (甲) において諮問のありました秦野市新総合計画(仮称) 基本構想案について、当審議会において、慎重に審議を重ねた結果、基本的な考え方及びまちづくりの方向性は、適切かつ妥当であると判断します。

本格的な人口減少、少子高齢化の進行、地球規模の自然災害や環境問題、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新たな日常」への対応など、地方自治体を取り巻く環境は、常に様々な側面で大きく変化しています。

こうした課題がある中、基本構想案は、来年度に迫る新東名高速道路の開通 という都市発展の契機を確実に捉えるとともに、先人から受け継いだ豊かな自 然、魅力ある歴史・文化、都市基盤などの「秦野らしさ」を最大限活用しなが ら、市政の発展につながる、まちづくりの方向性を示すものとしてふさわしい と考えます。

今後は、この方向性に沿って、市民と行政が適切な役割分担のもと、協働・ 連携し、持続可能なまちづくりに邁進されることを期待します。

なお、留意すべき事項として次のとおり意見を付しますので、その趣旨を十 分尊重されるよう要望します。

1 まちづくりの基本理念及び都市像

丹沢の美しい自然のもとで、まちの限りない発展を願って定められた市民 憲章は、昨年制定50年を迎え、まさに、まちづくりの普遍的な基本理念と 言えます。

この基本理念のもと、新たに掲げた都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」は、市民共有の大切な財産である「水とみどり」と共生すること、市民の誰もが活躍し都市力が維持されていることなど、「秦野らしさ」と時代の潮流であるSDGsや一億総活躍社会などの理念が盛り込まれており、10年後の都市像として、ふさわしいと考えますので、その実現に向けたまちづくりを推進されるよう要望します。

2 都市像実現のための基本目標

都市像の実現に向けて、まちづくりの主人公は市民であるという認識のもとに、「人」に焦点を当てた基本目標を先頭に据え、構成を見直したことは、 今の時代の価値観に合致していると考えます。

今後は、この5つの基本目標を柱に、市の特性や魅力を生かし、具体的な 施策の展開を図られるよう要望します。

3 基本構想の目標年次

目標年次を令和12年度(2030年度)と定め、その期間を10年としたことは、長期的な展望として妥当であると考えます。

なお、昨今の社会経済情勢の激しい変動に対応するため、毎年度の実施計画においては、適切な進行管理に基づき、必要に応じて適宜見直しを図られるよう要望します。

4 人口規模

人口は、都市の活力を維持するうえで重要な要素です。今後は、成熟社会の中でコロナ禍における働き方の変化も踏まえ、秦野の恵まれた自然環境や首都圏からの交通利便性などの強みを生かし、幅広い世代が働きやすく・住み続けやすい施策に取り組み、都市の活力維持に努めるとともに、新たな地域の担い手となる関係人口の裾野拡大に努められるよう要望します。

5 行財政運営の方針

人口減少などの進行に伴い、労働力人口や地域の活力が低下していく中で、 市民サービスの質を高め、地域力を維持していくためには、ICTの積極的 活用や財源の適正配分が重要です。

加えて、「新たな日常」においては、デジタル化の推進により、さらなる市民サービスの向上や業務の効率化が期待されますので、国の動き等も踏まえ、行財政運営を推進していくことを要望します。

6 土地利用の基本方針

都市の成熟化に伴い土地利用の調整は、自然災害への対応や環境共生などに資する質的向上に主眼が置かれています。さらに、人口減少時代においては、集約型都市構造への転換が求められていますが、こうした背景を的確に捉えた土地利用を図られるよう要望します。

また、小田急線4駅や高規格幹線道路等をまちづくりの骨格として明確に位置付けたことは、「秦野らしさ」を生かした発展的かつ持続的な土地利用として妥当であると考えますので、都市像の実現に寄与する諸施策の展開を要望します。

7 公共施設再配置の方針

将来にわたって、公共施設サービスを持続可能なものとしていくためには、施設の総量や維持管理経費の削減を図る必要がありますが、その実施に当たっては、丁寧な説明と適切な情報発信により、市民の意見を十分に反映しながら、削減の影響を最小限とするよう要望します。



FNo.0・2・4 (甲) 令和2年7月2日

秦野市総合計画審議会 会長 小林 隆 様

秦野市長 高 橋 昌



秦野市新総合計画(仮称)の策定について(諮問)

本市においては、平成23年に秦野市総合計画(HADANO2020プラン)を策定し、基本構想を定め、都市像「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、各種施策、事業を推進してきました。

このたび、令和2年度末をもって現総合計画がその計画年限を迎えます。そこで、新たに総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和3年度から始まる秦野市新総合計画(仮称)の策定に当たり、秦野市附属機関の設置等に関する条例第3条の規定により、次の事項について調査、審議いただきたく、諮問いたします。

- 1 基本構想に関する事項
- 2 基本計画に関する事項